



高年齢労働者 処遇改善促進助成金

60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善に向けて、
就業規則等の定めるところにより高年齢労働者に適用される
賃金規定等の増額改定に取り組む事業主に対して助成されます

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

- 【1】賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月前6ヵ月間に算定対象労働者が受給した増額改定前の賃金の額で算定した高年齢労働者雇用継続基本給付金の総額と賃金規定等を増額改定後、各支給対象期において当該算定対象労働者が受給した増額改定後の賃金の額で算定した高年齢雇用継続基本給付金の総額を算出し全体の減少率が95%以上となっていること
- 【2】就業規則等の定めるところにより、賃金規定等を増額改定し、増額改定後の賃金規定等を6ヵ月以上運用している事業主であること
- 【3】増額改定前の賃金規定等を6ヵ月以上運用していた事業主であること
(新たに賃金規定等を整備する場合は、賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月前6ヵ月間の算定対象労働者の賃金の支払状況が確認できる事業主であること)
- 【4】支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用している事業主であること

受給内容

事業所に雇用される労働者に係る、賃金規定等改定前後を比較した高年齢雇用継続基本給付金の減少額に以下の助成率を乗じた額が支給されます

2021年度または2022年度

2/3 (4/5)

2023年度または2024年度

1/2 (2/3)

※増額改定した賃金規定等を適用した年度の助成率が適用されます

※ () 内は中小企業事業主に対する助成率

取り扱い機関

都道府県労働局、公共職業安定所